第２４回（平成２９年度第１回）熊谷市入札適正化委員会

１　開催日時　　平成２９年１０月３日（火）午前９時３０分開会

２　開催場所　　熊谷市役所議会棟　第４委員会室

３　会議の内容

⑴　開　　会

⑵　あいさつ

⑶　議　　事

ア　入札手続の運用状況に関する報告

イ　抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

- 一般競争入札　　２件／対象案件　　３０件
- 指名競争入札　　２件／対象案件　　３４件
- 随意契約　　２件／対象案件　　４件

業務委託

- 指名競争入札　　１件／対象案件　　２０件

〈水道部〉

建設工事

- 一般競争入札　　１件／対象案件　　１０件
- 指名競争入札　　１件／対象案件　　１２件
- 随意契約　　０件／対象案件　　１件

業務委託

- 指名競争入札　　０件／対象案件　　８件

ウ　次回抽出委員の指名

エ　その他

⑷　閉　　会

議事の概要

１　入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成２９年４月１日から平成２９年８月３１日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

【質疑応答】

特になし。

２　抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞

事案１・・・熊谷市立新堀小学校屋内運動場建築工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　建築工事業@級のうち、市内本店の業者が９者とのことだが、この業者数は従前と比べて変化しているか。

事務局：　業者の登録については２年度ごとに更新している。

前登録年度である平成２７、２８年度の登録においては、建築工事業@級の業者が７者であったのに対し、平成２９年度からの登録では９者の登録がある。

以前は、業者数の不足を補うため、市内代理業者を入札参加対象に加えていた。

事務局：　建築工事業の@級における登録業者数としては増加しているが、実際のところは、各業者の審査数値が@級の境界線を越えたことが主な要因である。全体の業者数が増加したわけではない。

なお、格付基準の数値については、経営規模等評価結果通知書の点数を主に用いている。

委　員：　建設業界がやや盛り返してきたという印象を受ける。

委　員：　前年度までは業者数が不足していたため市内代理業者を入札対象に含めていたとのことだが、今後は市内代理業者が対象とならないということか。

事務局：　一概に対象とならないのではなく、熊谷市建設工事請負等指名業者選定等委員会（以下、「指名委員会」という。）において市内代理業者を含めるという結論が出た場合には、入札参加対象に加えることとなる。

本事案については、当該委員会において市内本店のみを対象とする旨の裁定が下りたものである。

委　員：　本事案のほかに、市内代理業者が入札参加対象に含まれたものはあるか。

事務局：　今年度については、本事案が設計金額最大の案件であり、その他の案件において市内代理を含めた案件はない。

ただし、今後さらに大規模な工事の発注があるならば、市内代理業者が対象に含まれる可能性はある。

委　員：　入札参加対象業者が９者である一方、入札に参加した業者が７者とのことだが、残りの２者についてはどのような状況か。

事務局：　熊谷市の入札については、埼玉県電子入札共同システムを利用している。一般競争入札においては、入札に参加する意思を表明した上で応札又は辞退の手続きを行うこととなっている。本事案では、対象の９者のうち入札参加の意思表明をした者が７者、そのうち辞退したものが４者、応札をした者が３者であった。残りの２者

については、入札参加の意思表明がなかった者ということになる。

委　員：　本事案は平成２９年度上半期で最大の案件であったと認識しているが、起工の理由としては対象建築物の老朽化が原因か。

事務局：　これまで小中学校の体育館については耐震性の問題等から建替えを進めてきた。本事案についても、その一環として実施したものである。

委　員：　避難設備等の整備も要因の一つか。

事務局：　そのとおり。

事案２・・・上之第２北大通線街路築造工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　本事案については全体的に応札額が低いように思うが、その要因として何が挙げられるか。

事務局：　本事案の施工箇所は上之土地区画整理事業区域内である。供用の道路等と異なり、工事場所を確保されている点が価格に反映されたものと考える。

委　員：　施工箇所がどのような場所であるかは設計金額には反映されていないのか。

事務局：　反映されている。

委　員：　設計金額にも反映されていることを考慮した上で、応札額にも影響が出ているということか。

事務局：　そのとおりであると認識している。

また、総合評価方式においては最低制限価格を設けないこととなっており、その代わりに調査基準価格を設定している。調査基準価格は最低制限価格と異なり、基準価格を下回った場合でもその時点で失格とはならない。下回った場合には、応札された金額での施工が可能か否かの判断をするための調査を行う。

委　員：　安価で受注されることは一見して良いことのようにも思えるが、適正価格での受注を目指す上で課題もあるように思う。

事務局：　総合評価方式の実施にあたり、入札参加業者に対しては、技術評価資料の作成等の負担をお願いする面もある。

委　員：　本事案において総合評価方式を採用した理由は何か。

事務局：　ラグビーワールドカップ２０１９の主要道路としての供用を想定しており、市としても重要な路線であるため、工期内での確実な施工等が必要となるためである。

委　員：　入札時に採用している技術評価項目のうち企業の技術能力について、工事成績評定及び施工実績のどちらを選択するかは年度ごとに定めているのか。

事務局：　平成２８年度までは工事成績評定を評価項目として採用していたが、埼玉県総合評価審査小委員会（以下、「小委員会」という。）において配置予定技術者の技術能力項目における工事成績評定と重複して評価することになるとの指摘をされたため、今年度から企業の技術能力については施工実績を評価することとした。

委　員：　企業の技術能力について、施工実績及び工事成績評定の両方を採用することはできるのか。

事務局：　可能ではあると思うが、一般的ではない。

委　員：　今後発注する案件については、本事案と同様に企業の技術能力を施工実績によって評価するのか。

事務局：　平成２９年度についてはその予定である。

事務局：　総合評価方式採用の推進にあたっては、埼玉県が各地区に設置した小委員会において助言をもらうことができる。

委　員：　熊谷市と同じ地区に属する他自治体の状況はどうか。

事務局：　本市は県北地区として属しているが、他市は２～３件程度である。

なお、本市の実施状況は例年４件程度である。

事案３・・・妻沼運動公園ふわふわドーム外膜張替工事【指名競争入札】
事案４・・・舗装打替工事（樋春）【指名競争入札】
【質疑応答】
委　員：　事案３に関して、設計金額１，０００万円未満の案件において事前公表しているのは設計金額のみか。
事務局：　そのとおり。
委　員：　事前公表された設計金額と同額での応札ということは、設計金額どおりの金額でないと対応できないという気持ちの表れだろうか。
事務局：　そのように捉えている。
委　員：　ふわふわドームとはどのようなものか。
事務局：　子どもが飛び跳ねて使用する遊具である。
　安全性等を考慮して、膜の張替えを行う工事である。
委　員：　指名した８者のうち７者が辞退しているが、その理由は何が考えられるか。
事務局：　指名については発注者側の判断によって行われるものであるが、本事案の対象構造物であるふわふわドームの特殊性が、辞退者の増加の主な要因であると考える。
委　員：　新築工事ではなく膜の張替工事とのことだが、張替え前のものを施工した業者は指名業者に含まれているのか。
事務局：　含まれていない。
委　員：　このような遊具は、他の公園にも設置されているものなのか。
事務局：　熊谷市内では本事案の対象のみである。
委　員：　他にも設置されているようならば、身につけた技術力を生かすことができるが、１箇所しかないようならばそれも難しいのだろう。
事務局：　近隣の市町村だと、ぐんまこどもの国（太田市）や国営武蔵丘陵森林公園（滑川町）にある。熊谷では妻沼地区にしかないため、他地区から訪れる利用者もいるようだ。
委　員：　膜を張替える判断はどの部署で行うのか。
事務局：　公園緑地課において判断する。膜の張り合わせが徐々に劣化しており、子どもが裸足で利用するにあたっての危険を防ぐため、早めの張替えを決定した。
委　員：　市民サービスの観点から、遊具等の安全性については引き続き目を光らせてほしい。
委　員：　事案４については、最低制限価格と同額での応札ということで抽出した。このような案件はこれまでにもあったと思うが、金額の妥当性及び競争性の確保という点で課題があるように思う。
事務局：　舗装工事は他の工事と比べ、最低制限価格に近い又は同額の応札が多いように思う。舗装工事と他の工事とを一括で発注することも一つの案ではあるが、所管する部署としては、舗装工事は舗装工事として発注したいところだろう。
　今後、協議していきたい。
委　員：　最低制限価格は事前公表しているのか。
事務局：　算定式については公開しているものの、最低制限価格そのもの及び算定の根拠となる各経費については事前公表していない。
事務局：　舗装工事については工種が単純であり、積算しやすいようだ。
　また、舗装工事に対する応札意欲は大きく、受注するために最低制限価格を目指した応札が増え、結果的にくじ引きとなるケースが出てくる。
委　員：　実際の施工に必要な日数はどれほどか。

事務局：　下準備さえすれば、施工自体は比較的短期で終わる内容である。

事案５・・・熊谷市営大幡住宅１１号棟ガス管改修工事【随意契約】
事案６・・・熊谷市消防団荒川分団車庫新築工事【随意契約】
【質疑応答】
委　員：　事案５については昨年も抽出事案として審議し、定款上の単価を採用しているものの、単価の妥当性を再確認すべきである旨の意見がなされたものである。
事務局：　相手方から提示された単価表について、埼玉県の単価よりも安価である点を確認し、妥当であると判断した。
委　員：　埼玉県の単価よりも安価であるという点を確認した旨、了解した。
委　員：　埼玉県の単価は、県の内部の手続きによって定められているのか。
事務局：　そのとおり。
委　員：　本事案における相手方は、ガス事業法を根拠法として決定しているのか。
事務局：　経済産業省所管の法律であり、簡易ガスと一般ガスとの事業に分けられている。地区ごとに業者が定められているようだ。
　一般的には東京ガス等の一般ガスがあるが、本事案の地区については日本コークス販売㈱が担当する地区であった。
委　員：　事案６は２度の入札で不調となったとのことだが、これまでの事案を見比べると、業者の受注意欲が高まる工事と、そうでない工事とがあるようだ。
事務局：　通行量の多さが、見積価格の上昇を招く一因となったと思う。
委　員：　応札の段階で、施工箇所が狭小である点を把握しており、辞退や予定価格超過が発生したということか。
事務局：　そのように認識している。面積も狭く、眼前には歩道もある。施工しづらい環境であろうかと思う。
委　員：　案件ごとの工事環境については設計金額に反映されるのか。
事務局：　狭小部分におけるコンクリートの打設等は専用の単価があるが、基本的にはどの工事においても同じである。
委　員：　交通誘導員についても変わらないか。
事務局：　他の一般的な工事と同様の算定をしている。
委　員：　設計に現れる以上の大変さを想像させる案件であったのだと推測できる。
　本事案は２度の入札不調の結果、随意契約へと至ったが、このような流れで随意契約へと至る案件はほかにもあるのか。
事務局：　件数としてはわずかだが、存在する。
委　員：　見積合わせでも金額が折り合わなかった場合は、どうするのか。
事務局：　当該見積合わせを中止し、案件を発注課（所）へ返戻する。内容や単価の見直しを実施した上で、再度の見積依頼を実施する。

事案７・・・橋梁点検業務委託（Ｈ２９－１）【指名競争入札（業務委託）】
【質疑応答】
委　員：　平成２７年度及び平成２８年度にも同様の案件があり、どちらも本事案の受注者が約９０％の請負率で受注していた。
　その一方、本事案については請負率７０％であり、これまでと比べ、低い請負率となっているが、どのような理由が考えられるだろうか。
事務局：　これまでの受注によって、熊谷市内における地理的条件の理解や各種調書の作成方法等において効率よく実施することが可能となったのではないかと推測する。
委　員：　調査基準価格と同額での応札の場合、低入札価格調査は実施しないのか。

事務局：　そのとおり。調査基準価格を下回った場合のみ調査を実施する。
委　員：　一者がまとめて受注することで、発注者としても受注者としても業務効率はよいのだろうが、対象の橋梁数や金額規模から判断して、分割して発注するという考えはなかったのか。
事務局：　平成２７年度に２６５基を一括で発注し、一者のみで対応可能であったため、本事案についても一括発注とした。
委　員：　地理的条件に明るい業者であれば市民としても安心ではあるが、同一の業者が受注し続けるとなると、手放しで喜ぶわけにもいかないだろう。今後、社会インフラの整備の注目度がますます高まることが予想されるだけに、課題であるように思う。
事務局：　委託内容のうち、図面作成については技術を有する人間ならだれが行っても同様の成果物が得られると思う。一方で、点検自体については、目視で行うものもあり、受注者ないし点検員が多くなればなるほど、点検基準の統一が難題となる。
委　員：　指名業者数が３４者と多いように思うが、これだけ多くの業者を指名した理由は何か。
事務局：　平成２６年度から平成２８年度の間に県土整備事務所から発注された同様の業務について、３度以上の受注実績を有する業者を選定し、指名委員会に諮った。
委　員：　結果を見ると、次回の同様業務に係る入札についても、同様の入札結果となりかねないと思う。
　点検の基準を統一すべきという見解であれば、随意契約も視野に入れるべきではないか。
委　員：　今後も同様の発注があると思うので、発注方法について検討してほしい。

＜水道部局＞
事案８・・・江南浄水場自家発・受変電棟建築工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　市長部局の工事と水道部局の工事とで、発注形態に違いはあるか。
事務局：　特に大規模な工事については、市長部局案件と併せて指名委員会に諮っている。
事務局：　水道部の案件については、発注業務をすべて水道部で行っている。
事務局：　費用については、水道部独自の予算により執行している。
委　員：　応札額が最低制限価格を大幅に下回った業者がいるが、理由として何か考えられるか。
事務局：　最低制限価格の設定は市長部局と同一の運用をしているため、過度に低価格な応札では落札できないことも承知されていると思う。
委　員：　最低制限価格を大幅に下回る応札は、その後の入札参加資格に影響を与えるのか。
事務局：　応札の中身が、他の案件の入札参加資格に影響を与えることはない。
委　員：　最低制限価格未満の応札により失格となった業者については、応札額の算定根拠などの調査は行わないということか。
事務局：　そのとおり。
　また、電子入札では入札額を入力し、手続きが済んでしまうと、その後に修正することができないようになっている。当該業者が、入力を誤った可能性もある。
事務局：　一般的には再資源として活用できる工事発生土が、今回は粘土質であったこともあり、産業廃棄物扱いであった。その処理費用が計上されていない可能性もある。

事案９・・・建設発生土敷均し工事【指名競争入札】
【質疑応答】
委　員：　請負率の高さから推測するに、人気の無い工事であると思われるが、工事内容を

もう一度説明願いたい。

事務局：　市内各地における工事により発生した土砂を妻沼水質管理センターへ搬入し、整地するというものである。

委　員：　側溝の清掃についても説明願いたい。

事務局：　土砂の搬入に伴い、側溝に土砂が入ってしまうため、清掃するものである。

委　員：　そのような内容の工事は、人気が無いものなのか。

事務局：　積算すること自体は易しい部類であると思う。

総括

【質疑応答】

委　員：　業務委託についてはすべて指名競争入札によって執行しているのか。

事務局：　そのような規定は無いが、委託業務内容や各会社の専門性を考慮すると、指名競争入札が適していると思われる。事案７の業務委託については、橋梁に関する資格を有するという条件によって業者を絞った。

　傾向として指名競争入札が多いが、各社の業務提案を受付けるプロポーザル型入札という手法もある。

３　次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

４　その他

次回の委員会開催予定について案内した。

以上で、閉会となった。